

監修

高木市之助
山岸德平

久松潛一
小島吉雄

風 土 記 上

久松潛一校註

朝日新聞社刊
日本古典全書

久松潜一（ひさまつせんいち）

明治二十七年愛知縣生。大正八年
東京大學國文學科卒業。東京大學
教授、慶應大學教授をへて現在鶴
見女子大學教授。日本學士院會員。
主著―日本文學評論史、日本歌論
史の研究、萬葉集の新研究、萬葉
集考説、上代日本文學の研究等。

日本古典全書

「風土記」上 久松潜一校註

昭和三十四年十月十日初版發行

昭和四十三年六月三十日第三版發行

印刷所 圖書印刷株式會社

發行所 朝日新聞社（東京都千代田

區有樂町・大阪市北區中之島・

北九州市小倉區砂津・名古屋市

中區榮）

定價 四二〇圓

目次

解説

風土記の成立と各風土記の性格……………三

一、風土記の成立……………三

二、常陸國風土記……………八

三、播磨國風土記……………一

四、豐後國風土記・肥前國風土記……………一三

補考……………一六

一、常陸國風土記……………一六

二、播磨國風土記……………二一

例……………四四

本文……………四五

常陸國風土記

書下し文・原文

四五

凡例

.....四六

總記

.....四七

新治郡

.....五一

筑波郡

.....五一

河内郡

.....五五

信太郡

.....五五

茨城郡

.....五七

行方郡

.....六〇

香島郡

.....六三

那賀郡

.....七六

久慈郡

.....八七

多珂郡

.....九〇

播磨國風土記

.....一〇四

凡例

.....一〇五

賀古郡

.....一〇五

印南郡

.....一一一

饒磨郡

.....一一三

一二三

揖保郡	一五〇	一四五
讚容郡	一四七	一六一
宍禾郡	一六四	一六九
神前郡	一七三	一七六
託賀郡	一七六	一八一
賀毛郡	一八四	一九〇
美囊郡	一九五	一九七
豐後國風土記	二〇一	二〇一

凡例	二〇一	二〇一
總記	二〇三	二〇四
日田郡	二〇五	二〇七
球珠郡	二〇九	二〇九
直入郡	二〇九	二一一
大野郡	二一三	二一四
海部郡	二一五	二一六
大分郡	二一六	二一七
速見郡	二一八	二二一
國崎郡	二二三	二二四

肥前國風土記

三七

凡例	二三八
總記	二二九
基肄郡	二二二
養父郡	二三六
三根郡	二三八
神埼郡	二四〇
佐嘉郡	二四四
小城郡	二四六
松浦郡	二四七
杵嶋郡	二五五
藤津郡	二五七
彼杵郡	二五九
高來郡	二六五

風
土
記
上

久
松
潛
一

解 說

風土記の成立と各風土記の性格

一 風土記の成立

風土記は古事記や日本書紀が上代の歴史を主とする文獻であるに對して、地理もしくは風土を主とする文獻として重要な位置を占めて居る。本書は風土記の本文を傳へることが目標であるが、ここにそれに對する解説を加へたい。第一に風土記の成立についてのべる。

風土記の成立は奈良時代の初期に於て日本といふものの姿を反省し、これを文獻としてまとめる際に古事と風土、もしくは歴史と地理との二方面より編纂を行つた所から古事記と風土記とがなり、更にその綜合として日本書紀がなつたと言へる。もとよりこの三書の關係については種々考慮される問題がある。古事記は序文にある如く、和銅五年正月廿八日になつた事は明らかであるが、風土記も續日本紀元明天皇の條によると、

和銅六年五月甲子、畿内七道諸國郡郷名著「好字」。其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具錄「色目」、及土地沃墾山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載「于史籍」言上

とあるから、少くとも和銅六年に風土記撰進の事が定められたと見られる。さうすると古事記のなつた年の數月の後に風土記撰進の事があつたと見られる。もとより風土記の成つたのは和銅六年ではなく、それより後れて居る事は明らかである。現存する風土記はその成立の年代もそれぞれ異つて居るが、古事記と風土記とが古事と風土といふ兩方面から傳來した日本の姿をまとめようとした事は言ふまでもない。さうして日本書紀の成つたのは同じく續日本紀によると元正天皇の養老四年五月とあるので、風土記の撰進の命の下つてから八年後に當るが、三十卷もある日本書紀はその内容から言つても相當に長い年月を要した事は明らかであり、また持統天皇の所で終つて居るのを見ても、相當に早くから着手されたと見られる。その意味で古事記は風土記よりも前に成立した事は明らかであり、古事記が風土記に影響した點はあつたにしても、兩者は別々になつたと言へるのであるが、日本書紀になると日本書紀の編纂の進行中に風土記の編纂も進められたのであるから、編纂途上に相互に影響した事もあつたと見られる。その點を特に語る例として肥前、豊後の兩風土記に於ける一部分が日本書紀の詞句と類似して居る點がある。一例をあげると肥前風土記の松浦郡の神功皇后が玉島小河で釣をされる時の文に、

於茲皇后勾針爲鉤、飯粒爲餌、裳絲爲緝、登河中之石、捧鉤祝曰云々

とあるが、日本書紀の神功皇后の卷にも、

於是皇后^{ミコトノ}勾^ミ針^ハ爲^ニ鉤^ニ、取^リ粒^ヲ爲^ニ餌^ニ、抽^キ取^リ裳^ヲ縷^ヲ爲^ニ緡^ニ、登^リ河中石上^ニ而投^テ鉤^ヲ祈^フ之曰云々

とあつて、兩者に關係がある事は明らかである。これについて日本書紀の本文が風土記を資料としてとり入れたと見る説と、反對に風土記の編纂に當つて日本書紀の本文をとり入れたと見る説とがある。井上通泰博士は前者の説をとり折口信夫博士は後説をとつて居る。倉野憲司博士も折口氏の説を肯定して居られる。この事は風土記の成立年代とも關聯してくるのである。風土記は諸國がすべて撰進したかどうかは疑問であり、延長三年の太政官符（類聚符宣抄にのる）によると、五畿内七道諸國司に對して早速に風土記を勸進すべき事を命ぜられ、かつて編纂された風土記が諸國にある筈であるから、それを奉らしめ、存しなければ古老に尋ねてこれを言上せよとある。延長三年は醍醐天皇の御代で和銅五年から二百十三年後であるから、かつて言上したのも紛失した事も考へられるが、その時までには上らなかつたとも言へる。現存のものをみると、出雲、播磨、常陸、肥前、豐後の五風土記があり、その他は逸文が存するに過ぎない。従つて先づ現存五風土記についてその成立を検討することになる。五風土記の中、完本であるのは出雲風土記のみであつて、他の四風土記はいづれも闕本であり、殊に肥前、豐後はその傳はる部分が極めて少ないのである。なほ播磨風土記も近世に至るまで存在が知られなかつたのであるが、近世の末になつて三條西家本の播磨風土記が出現するに至つてはじめて學界に現れたのである。従つて風土記を研究した伴信友

も播磨風土記を見るに及ばなかつたのである。さうして五風土記の中、出雲風土記は終りに、

天平五年二月三十日勘造

とあるから、その成立も明らかであるが、これによると、和銅五年よりは二十一年も後になつて居る。和銅に史籍に載せて言上すべきことが言はれてからこれだけの年月を経て居るのであるから、他の風土記もそれぞれ相當の年月を経て居るものもあることが知られるし、また二十年後にはじめて完成した國もある點から見れば、完成せずに終つたものもあるべきことも豫想される。或は諸國に於て未完のままに一部分が残つたものもあると思はれるが、そのために延長三年の太政官符の如きも出されたのであらう。さうして常陸と播磨との風土記は大體和銅六・七年に成つたとされて居るものである。それを判定する重要な理由となつて居るのは、郡の下郷といふ所を里として居るかどうかといふ點にある。出雲風土記によると、

右件郷字者、依_レ靈龜元年式、改_レ里爲_レ郷、其郷名字者被_ニ神龜三年民部省口宣_一改_レ之とある。出雲風土記は天平五年に成つて居るから、郷とあるのは當然であり、また初稿本には里とあつたのを改めたと見られる。そのためもあり出雲風土記の大部分は屋代郷、楯縫郷といふやうに郷になつて居るが、時に、

餘戸里、 神戸里

といふやうに里になつて居る所もある。然るに、常陸風土記を見ると、大部分が香澄里、麻生里、白鳥里

といふやうに、里となつて居るから靈龜元年以前になつたとされて居る。然し常陸風土記の中にも當麻郷となつて居る所もあつて、そこに多少の問題はあるのである。後の書寫の際に若干が郷と書かれてしまつたとも見られる。

播磨風土記は例外なく里となつて居る。この點で播磨風土記も靈龜元年以前になつたといふ事になる。靈龜元年は和銅六年より二年の後であるから和銅六年以後まもなく成つたと言へるのである。また肥前風土記を見ると、賀周里の如く、里とある所もあるが、大部分は蒲田郷、浮穴郷の如く郷の字を用ゐて居る。豊後風土記もすべて郷となつて居る。

このやうにして里と郷との關係から見ると、播磨風土記、常陸風土記は里といふ書き方が主であるから和銅六・七年の頃、靈龜元年以前に撰進した事になり、他の三風土記は郷といふのが中心であるから靈龜元年より後といふ事になる。ただ里を郷と變へた事によつてその成立年代を推定するといふ事は一の標準にはなるけれども、出雲風土記や常陸風土記の如く兩者が多少混淆して居るといふ事は、その着手し起稿した年代が里の行はれた時であつても、それが完成した時が郷の時代になつてからである場合と、郷を用ゐてから起稿したが、なほ里の書き方が無意識に入つた場合とがあると思はれる。かつ、これ等は諸國に於て書かれたために里と郷との改稱が徹底して居なかつたり、遅れたりした場合も考へられるので、これのみを標準とすることは出来ないが、一つの標準とはなし得ると思ふ。

二 常陸國風土記

つぎに各風土記のそれぞれについて成立その他の考察をいたしたい。第一に常陸風土記であるが、その成立は大體に於て和銅六年から遠くない頃に作られたと言へる。この點は前にあげた郷の代りに里を大部分用ゐてゐる外にも、伴信友もいふ如く、卷初に、

常陸國司解申古老相傳舊聞、事聞國郡舊事云々

といふのが、續日本紀記載の和銅六年の官符にある

古老相傳舊聞異事、載于史籍言上

とあるのとほぼ一致してゐる點からも、それに對する忠實な報告としてなされたと思はれるし、また倉野氏も言はれて居る如く、石城郡は陸奥國の一郡となつて居るが、續日本紀によると養老二年五月の條には陸奥國の石城、標葉、行方、宇太、亘理、常陸國の菊多六郡を割いて石城國としたことが見えて居る。さうすると石城郡が陸奥國に屬して居た養老二年以前に常陸風土記は作られたことになるのである。かくて靈龜元年以前、遅くとも養老二年以前には成立してゐた事になる。ただ現在の常陸風土記は完本ではない上に抄出した本であることは、所所に「以下略之」とあることによつて明らかである。ただ何時現在の抄出本が作られたかは明らかではないが、これを延長三年の太政官符の際に再撰して上つたとする説は蓋然

性はあるけれども、そのやうに斷定することも困難である。

つぎに、常陸風土記が何人によつて記述されたかといふ事は容易に言ひ得ない事であるが、他の風土記に比して常陸風土記がすぐれた漢文調であることを見ても、その筆者が學問的素養のある人であることが推測される。これに對して菅政友は藤原宇合の常陸國司であつたのが恰度この頃であることを述べ、

朝臣ハ名ダ、ル文人ナレバ、懷風藻ニモ其文頗ル駢麗體ヲ得ラレシモノト思ハルレバ、是等モ亦朝臣ノ潤色セシ疑ヒ無キニアラズ。是ハ確證ナケレバ試ニイヘルノミ

と言つて居る。宇合は萬葉集にも、

藤原宇合大夫の遷^{うつ}し任^よさえて京に上る時、常陸娘子の贈れる歌一首

庭に立つ麻を刈り干ししきのぶ東女を忘れたまふな（卷四、五二一）

といふ歌があるやうに、旅人と同じく多感の國司であつたのである。彼の歌も萬葉集に六首あり、懷風藻にも六首の漢詩がある。その中には常陸から倭判官が京に留るのに送つた長詩もある。短詩としては西海道節度使に奉じた時によんだ

往歲東山役 今年西海行

行人一生裏 幾度倦邊兵

の詩には、短い中に文人としての彼の感懷を示して居る。彼は不比等の第三子であり、靈龜二年八月には

遣唐副使となつて唐に渡つて居り、養老三年七月以前に常陸國司となつて居る。和銅七年十月には石川朝臣難波麿が常陸國司となり、難波麿の次ぎに宇合が國司になつたと見られる。このやうに見ると、漢學の素養のあることから言つても宇合が關與したといふ事は考へられるのである。

更に當時、高橋蟲麿も常陸にあり、宇合の下にあつたのであり、そのために宇合が西海節度使になつた時は蟲麿が送別の歌を贈つて居る。蟲麻呂歌集にある歌として幾多の傳説歌があり、眞間手兒奈をはじめ東國地方の歌も少くないのである。この蟲麿が常陸にある時、その地方の説話に興味をもつた事はあるのであるが、常陸風土記には童子女松原の説話をはじめ、美しき敘述を以て語られて居る。それは蟲麻呂歌集の中にある筑波嶺に登つて燿歌會の際によんだ歌や、檢稅使大伴卿とともに筑波山に登つた時の歌、鹿島郡の刈野橋で大伴卿と別れる時の歌等を見ると、常陸風土記との關聯が見られるのである。刈野橋といふのは童子女松原の極めて近い所にあつたと思はれ、蟲麿がその時に書いた説話を敘述したのが風土記の中に入つて居ると見られる。宇合のもとに蟲麿が居つて、常陸風土記の編輯に關係したと見ることも決して不當な推測ではない。常陸風土記が僻遠の國の風土記でありながら、日本書紀の漢文にも比すべき純漢文で書かれたのは、中央から任にあつた文化人藤原宇合や高橋蟲麿の關係したことの多いのを思はせるのである。風土記の中で常陸風土記は文學的表現を最も多く有して居ると言へるが、それは一方からいふと漢文的修飾が多くて素樸さには乏しいと言へるのである。